

蕨市立病院経営改革プラン外部評価委員会の会議の公開について(案)

1. 蕨市立病院経営改革プラン外部評価委員会（以下「委員会」という。）の会議（以下「会議」という。）は、原則として公開とする。ただし、委員会が公開しないことを決したときは、この限りではない。
2. 公開の方法は、会議の経過及び結果を示す会議概要の公開によるものとする。
3. 会議概要は、評価委員会終了後速やかに調製し、閲覧できるようにする。
4. 公表の方法については、委員長が評価委員会に諮り別に定める。